

北海道告示第10792号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年2月14日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャンボイエロー金堀店

函館市金堀町1-19

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 康正

函館市港町3丁目18番15号

(3) 変更しようとする事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）」のとおり

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）」のとおり

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）」のとおり

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）」のとおり

(4) 変更する年月日

平成28年9月28日

(5) 変更する理由

上記（3）の① 駐輪場の位置を変更することで、駐車場内の自動車の車路幅を適切に確保するため

上記（3）の② 第2駐車場の形状変更に伴い出入口の位置を移動するため

2 届出年月日

平成28年9月27日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年10月14日（金）から平成29年2月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。